

令和4年第10回沖縄県教育委員会会議（定例会）議事録

1 開会及び閉会に関する事項

令和4年10月25日 午後3時開会
午後5時17分閉会

2 出席者及び欠席委員の氏名

(1) 出席者

教育長 半嶺 満	委員 山里 清	委員 藏根 美智子
委員 小濱 守安	委員 比嘉 佳代	委員 大城 進

(2) 欠席委員

なし

3 説明のため会議に出席した職員の職氏名

教育管理統括監	佐次田 薫	教育指導統括監	玉城 学
総務課長	諸見 友重	教育支援課長	大城 勇人
施設課長	平良 長弘	学校人事課長	安里 克也
県立学校教育課長	崎間 恒哉	義務教育課長	宮城 肇
学校人事課	城間 優	学校人事課	仲原 茂
小中人事管理監		服務・選考試験班長	

4 議事関係

(1) 開会

半嶺教育長が開会を宣告した。

(2) 非公開の決定及び議事日程の決定

議案第3号及び第4号は人事に関する案件であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第7項の規定により非公開とすることが全会一致で決定された。また、議事日程は会議資料記載の日程案のとおりとすることが決定された。

(3) 令和4年第9回議事録の承認

全会一致で、令和4年第9回議事録を承認した。

(4) 議事録署名人の指名

半嶺教育長が、山里委員を議事録署名人に指名した。

(5) 報告事項

報告事項1 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「令和4年度沖縄県一般会計補正予算（第4号）」に対する意見）

【説明（総務課長）】

資料に基づき、教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「令和4年度沖縄県一般会計補正予算（第4号）」に対する意見）報告を行った。

【質疑等】

- 大城委員 令和4年度後半に入り、学校現場では、授業、進路対策、学校行事等と本格的に実施する時期を迎えております。原油価格高騰の影響によって、全日制高校の光熱水費等の不足の影響は、学校長、事務長にとって気になるところだと思います。今回の9月補正額は、学校現場にとっては、安定的に教育が進めていけるという安堵感につながると思います。そのことで2つご説明を求めます。一つに、県立高校総数は60校だと記憶しています。今回の対応は58校となっていますが、近年の高校の増減から対応する学校数に問題がないことをお教え願います。2点目、現在、県立高校に併設された県立中学校3校ございますが、今回の関連する3中学校への割り当て予算は、該当する高校にその予算が配慮されていますでしょうか。
- 総務課長 1点目の件です。備考欄に58校の光熱水費と書かれていますが、今のご質問は県立学校は60校のはずだが58校でよいのかということだと思います。60校のうち、まず1校については伊良部高校です。現在は統合されております。58校というのは全日制高校の数です。残り1校は定時制、通信制の泊高等学校になっておりますので全日制というと58校で間違いございません。
- 教育支援課長 2点目です。県立中学校3校の状況についてご説明します。まず県立中学校は高等学校と面積等を按分させていただいて、このような支払いをしていくところです。一方、一般管理費については、まだ執行残がございますので対応は可能ですが、全日制高校につきましては執行率がかなり高いので、補正を組まない生徒の健康面を快適にすることができないと判断しまして、補正しております。
- 大城委員 よく分かりました。補正予算を含む教育関連予算については、これからも教育活動等に影響が出ないよう、教育庁所管課は学校現場及び県の担当と報告と連絡を密にし、予算獲得に頑張ってくださいと思います。

報告事項2 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理について（県議会議案「工事請負契約の議決内容の一部変更について」に対する意見）

【説明（施設課長）】

資料に基づき、教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理について（県議会議案「工事請負契約の議決内容の一部変更について」に対する意見）報告を行った。

【質疑等】

- 山里委員 教えてほしいのですが、週休2日の取り組みによる労務費の増というのは、なぜ起こっているのですか。
- 施設課長 現場事務所と工事現場を週休2日ということで閉所しましたら、やはり労務費がかかるだろうということで、労務費を補正して契約変更をすべきというところでは。
- 山里委員 週休1日から2日に変わったということですか。
- 施設課長 そうではありません。週休2日、4週8休です。週休2日でないとも補正がもらえない。これも1つの働き方改革を促進する意味で行っております。
- 山里委員 私が以前聞いた話で、建築関係は、特に中小零細企業は、まだまだ週休2日を行っていない業者も多いため、若手の従事者がなかなか集まらない。若手を採用するために、若手だけ週休2日、ただし半年後、1年後には週休1日にする。そうするとまた辞めていく人がいる。建築業界では、週休2日があまり定着しない。それを国の方でしっかり労働管理、労務管理の面を改善することで、週休2日を取り組んでいる業者に対し何かプラスがあるということですね。
- 施設課長 はい。しっかりと金額の面でも対応していきましょうということです。
- 山里委員 これは予算上も計上してよいという事ですね。
- 施設課長 そうです。今回の場合は初めから設計で積み上げて4週8休制をやりなさいということではなく、後で実績に基づいてやりましょうということだったので増額ということになっております。

報告事項3 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理について（県議会議案「沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例」等に対する意見）

【説明（学校人事課長）】

資料に基づき、教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理について（県議会議案「沖縄県職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例」等に対する意見）について報告を行った。

【質疑等】

- 大城委員 定年等に関する条例の一部というところで確認です。今後の定年年齢の引き上げについては、時代の流れと機を一にしていますので、その方向ということで理解できます。しかし役職定年制については、管理職が教員に戻ることや、給与の減額等々で様々な厳しい状況が想定されます。そこで、60歳以後の勤務条件に関する情報を提供し、60歳以後の勤務の意思の確認に努めることは非常に大切と考えます。自己

決定、自己選択を取り入れ、決断ができるような配慮が大事だと思いますが、その辺りについてお考えをお聞かせください。

- 学校人事課長 60歳以降継続して勤務する場合には、先ほど申し上げましたように、給料月額7割水準になること、高齢者部分休業制度の活用ができることや、当面の間、暫定措置として今行っている再任用制度もあります。60歳以後の人生計画をすでにお持ちの方は、そのまま退職を希望なさる方もいます。これらを選択できるよう説明を行い、意思の確認を行っていく取り組みを予定しています。

報告事項4 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理について（県議会議案「沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例」に対する意見）

【説明（学校人事課長）】

資料に基づき、教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理について（県議会議案「沖縄県教育委員会関係手数料条例の一部を改正する条例」に対する意見）報告を行った。

【質疑等】

- 質疑なし

報告事項5 令和4年度実施沖縄県公立学校教員候補者選考試験等最終合格者の報告

【説明（学校人事課長）】

資料に基づき、令和4年実施沖縄県公立学校教員候補者選考試験等最終合格者の報告を行った。

【質疑等】

- 蔵根委員 10月8日の新聞に、県内教員不足94名と大きく報じられていました。今回、志願者数は減少しているのですが、課長がおっしゃるように、合格者数が去年に比べて76名増。これからすると、4月から本務教員をきちんと配置するための配慮からの人数でしょうか。もう一つは、他県から教員を確保するというので、他県の現職が8名希望し、8名合格しています。その方々の年齢層、どのような状況で来ているのかということの説明いただきたいと思います。
- 学校人事課長 今、委員からありましたとおり、今年度当初から、教員が未配置というような状況がありました。これに対応するため、併せて本務率の改善のために、可能な限り多くの人数を採用しようということで、初任者研修が実施できるぎりぎりの人数で調整した結果、今年度は464人の最終合格ということになっております。また本務職員だけではなく、病気休職等に対応するために臨時的任用職員の確保にも努め

ないといけないところでは、元本務職員であった方や臨任経験者などへの声掛けなども引き続き取り組みまして、教員の確保に努めていきたいと思っております。他県本務の特別選考受験者の状況であります。個人情報でもありますので、お答えできる範囲で申し上げますと、年齢は27歳から45歳までの方となっております。現在勤務しているところからの申し込みなので、この方々が沖縄県と、どういう関係なのか、状況は分かりません。関東、関西、中国、九州地区で勤務されている方々となっております。

- 蔵根委員 なるほど。他県から希望している先生方は、沖縄県の教育に情熱を持って希望している。そして、関東、関西、中国、九州となると、全国的に申し込みが来ているということですね。以前お話ししましたが、私の教え子も、大学を卒業後、九州で教員として採用されましたが、そこでエイサーや沖縄の文化を教えて5年後帰ってくると言っていました。他県本務の特別選考は、大変良い制度だと私は歓迎しています。さきほどの採用人数の件は、本務を採用となると、初任者研修のために学校との調整もあるので、ぎりぎりの人数なのですね。また、先生方の病気等や特別支援学級の増加等で、再任用の先生方が必要になってくる視点から、採用の仕方も様々ですね。とにかく、子どもたちにとって希望にあふれる4月に、お世話になる先生ときちんと出会わせたいので、ぜひ先生方の確保をお願いしたいと思います。
- 山里委員 他県の特別選考で、成果が出たことは大変良かったと思います。1点確認したいのですが、合格者8名の方は今、現職で勤務している方ですか。それとも、退職されているのですか。
- 学校人事課長 8名の方につきましては、受験資格として、他県で5年以上の勤務経験のある方で、現職であるということが前提となっております。
- 山里委員 現職の方を他県が採用する場合は、割愛という方法と、一度退職し、こちらで再度採用するという方法があると思います。一度退職すると、退職金の計算上の在職年数が切れることで、本人にとって不利益が生じると思います。割愛だと在職年数が継続するので、退職金に関しては不利益が出ません。今回8名の申し込みがあり、最終合格の位置づけを見ても、優秀な方々が希望していることから、これからもっと申し込み数を増やしていけるのではないかと、特に大都市圏辺りから、沖縄に関心や興味があり、沖縄で頑張りたいという人たちを採用できればと思いますが、本人に不利益があるとそこで躊躇する方々もいるかと思えます。その辺りについては、どのように考えていますか。
- 学校人事課長 退職手当については、都道府県にもよりますが、今、勤務されているところで支払われるのではなく、ほとんどが引き続き採用されたところで引き継がれて退職手当を支払うということです。
- 山里委員 現状、沖縄県が今回新しく制度を設けた他県の現職の方々に対する特別選考というのは、割愛で採用するという条件になっているということで理解してよろし

いでしょうか。

- 学校人事課長 割愛ではなく、完全に今勤務されているところを退職することとなります。
- 山里委員 それでも在職年数は変わらず退職金は継続されているのですか。
- 学校人事課長 在職年数は沖縄県の方で引き続きの期間として計算をしていきます。
- 山里委員 では、不利益はないということですね。
- 学校人事課長 そうです。ただ、全都道府県ではないと思います。先ほど、藏根委員からご質問がありました件では、今回の特別選考の周知についてですが、教育委員会のホームページの教員採用のところで、今年度の実施はこういうところが変更となりましたなどの箇所を見やすく強調して掲載しておりましたので、そうしたところから特別選考の制度を知り、申し込まれたのかと思います。そのような形で今後も周知を図っていきたいと思います。
- 山里委員 例えば民間企業と教員採用試験を考えている学生がいたとして、民間の方が優秀な人材を採用するために、リクルートの時期が早く、内定が早めに決定することで、学生が民間企業に流れていくこともあると思います。これは今後の検討課題かもしれません。あるいは国が今後方針を出すことがあるかもしれませんが、様々な方法で早めの時期にリクルートを着手するか等々について、何か検討されていますでしょうか。
- 学校人事課長 報道もされていましたが、全国的に教員採用試験の倍率が低下しているという状況を受けまして、文部科学省において教員採用選考試験の在り方に関する関係協議会が立ち上がっております。その中で、委員のお話もありましたように、試験実施日を早めることや、その他の工夫について検討が行われています。その中で、これまでやっていない、どのような工夫ができるか、あるいはこれまでやっていたことの早期化を、どういった方法でできるのか検討されていくと思います。教育委員会としても情報を注視して取り入れたいと思います。
- 山里委員 民間は会社の業績に直結していく部分ですので、どうしても優秀な人材を採りたいところです。昔は公務員というのは、ある意味では、親方日の丸ではありませんが、人気があり、採用活動に影響はなかったと思います。最近では、民間、公務員と両方採用されても、民間に行く傾向があります。知事部局に聞いても、沖縄県は大きな企業がない分、公務員が相変わらず人気が高い。しかし、その中でも最近では、県庁試験も3割ほど辞退者が出ているとのことで、民間のほうに関心と魅力を感じている若い方たちが増えている。求職者にとっては一つの職業の選択ということでもありますので、民間サイドの意向等々についても、我々は注視し、そこに負けないような様々な工夫をしていくべきだと思います。検討をお願いします。

- 比嘉委員 前年度に比べて今年度の新卒の受験者数の増減はどうか。
- 学校人事課長 志願者数で言いますと、令和3年度が433人で、今年度が438人と微増となっております。

報告事項6 令和5年度沖縄県立特別支援学校幼稚部入学定員について

【説明（県立学校教育課長）】

資料に基づき、令和5年度沖縄県立特別支援学校幼稚部入学定員について報告を行った。

【質疑等】

- 大城委員 幼稚部の定員は分かりました。ご指導なされる幼稚部の先生方は小学校の先生ですか。分かる範囲で教えていただければと思います。
- 県立学校教育課長 特別支援学校教諭で幼稚園の免許を持たれている方を配置したということです。
- 大城委員 よく分かりました。

(6) 議案審議

議案第1号 令和4年度沖縄県教育委員会の事務の点検・評価報告書（令和3年度対象）について

【説明（総務課長）】

資料に基づき、令和4年度沖縄県教育委員会の事務の点検・評価報告書（令和3年度対象）について報告を行った。

【質疑等】

- 大城委員 学識経験者からの主な意見、21ページの③と、関連事業60ページ、68ページ、118ページと整合を図る視点、また称賛の視点から私の感想を申し上げたいと思います。令和3年度、コロナ禍により多くの制限が課せられ、生徒派遣等に支障が生じた事業に、事業番号83-2、海外サイエンス体験短期研修事業、及び事業番号92、沖縄科学技術向上事業の沖縄科学グランプリがあり、前者はオンラインの代替研修で実施され、後者については、さまざまな厳しい環境下、96人もの生徒が参加して行われたとの報告がなされています。学識経験者からは、このような生徒の科学への興味関心を高める等の成果について高く評価したいとされております。参加された生徒並びに理科担当教師の情熱と探求心に称賛と敬意を表します。さらに同学識経験者から、地元における世界的な研究機関OIST（沖縄科学技術大学院大学）の有効利用、活用により、本県から世界レベルの人材育成に寄与を、との提言がされております。そ

こで、O I S T 関連で担当課にお聞きします。現在、本大学院大学と本県高校との間でどのような連携事業が行われていますでしょうか。主な取り組みをご説明願います。

- 県立学校教育課長 O I S T との連携につきまして、1 つ目に、本県スーパーサイエンスハイスクールである向陽高校と球陽高校で O I S T の職員が運営指導員として理科教育、科学教育の推進を行っているところです。具体的には向陽高校で生徒・職員の研究開発に指導助言を行っています。2 つ目もスーパーサイエンスハイスクールですが、球陽高校では、英語による講義、実験ワークショップなどで科学研究や科学英語に関する指導を行っているところです。それから、O I S T と共催という形で、「SCORE!サイエンス in オキナワ」というイベントがあり、グローバルな視点を持った次世代の科学者、技術者、起業家の育成を目指すという目的等で実施しているところです。その他、O I S T 主催で県が協力している事業には、県内在住の女子高校生対象の科学教育ワークショップや、同じく県内在住の高校生対象の科学英語学習体験ワークショップ、県内在住の理数系高校生対象のワークショップなどがあります。
- 大城委員 先日、O I S T 客員教授のノーベル賞受賞という快挙がございました。改めて O I S T は世界最高水準の高等教育機関だと感じた次第でございます。本機関は設立 10 年。沖縄振興との関係でも予算が計上されているとも伺っています。県高校長協会ならびに県高校理科教育研究協議会の皆さまには、全人的グローバル人材育成に向けて、これまでの取り組みに加えまして、現下、新教科「理数」への対応、S T E A M 教育の推進等のため本県高等教育機関と積極的に連携する取り組みを推奨したいと思います。

【採択の結果】

全会一致により、原案のとおり可決された。

議案第 2 号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則について

【説明（学校人事課長）】

資料に基づき、教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則について報告を行った。

【質疑等】

- 大城委員 一般の免許更新制廃止を担保とする「教員免許法」等の一部改正に立脚し、前回高等学校管理規則、特別支援学校管理規則を改正したことに続き、今回は具体的な諸法規の整備と捉えています。これにつきましては教職課程を置く大学機関にとっても関心の高いものだと思います。そこで 2 点お聞きしたいです。まず、44 ページの

第 34 条に返納命令書（第 24 号様式）とありますが、この第 24 号様式の中に現免許状の原本を返納してくださいと記載されているのでしょうか。

- 学校人事課長 返納命令書には、氏名、本籍、免許状の種類、免許状の番号、授与年月日、授与権者が記載され、その後「上記の免許状は下記の理由により失効したので、この命令書交付後 30 日以内に返納するよう命令する」ということで、返納理由が記載され返納を命ずるようになっています。
- 大城委員 返納命令書で通知し、その後、返納してくれということですね。2 点目に、同じく第 34 条の返納命令関連で質問します。この該当者は、一定期間が経過すると再度免許状を申請することができるということがあります、それに対するチェック体制のような仕組みはありますか。
- 学校人事課長 例えば懲戒免職処分を受けて免許状を失効した場合、3 年を経過した場合には、再度、免許状の授与申請をすることができます。今、質問されたのは、わいせつ教諭等の場合ということでしょうか。正式な法律名ではないのですが、児童生徒性暴力等に関する法律というものが令和 3 年度議員立法で成立しております。この中では、わいせつ行為を行った教員については、懲戒免職処分を受けて免許状が失効しますが、その方が例えば 3 年を経過した後、免許状の再授与申請を行った場合に再授与を認めるかどうかを判断する機関として、再授与の審査会を設置しなければならないとなっております。その法律が令和 3 年 6 月に、成立、公布されたかと思うのですが、適用が 3 年後ということで、令和 7 年度から場合によっては事例が出てくるかと想定されます。現時点においてはこの審査会は、まだ立ち上がっておりません。今後、法律や国からの通知などの趣旨を踏まえまして審査会を整備していく必要があると考えております。

【採択の結果】

全会一致により、原案のとおり可決された。

議案第 3 号 学校職員の人事について（非公開）

議案第 4 号 学校職員の人事について（非公開）

(7) その他
特になし

(8) 閉会

半嶺教育長が閉会を宣言した。